

和泊町営住宅入居申込書

希望する団地名		前回までの 申込回数		勤 務 先					
				勤務先住所		電話番号			
		回		住 所		電話番号			
順位	続柄	氏 名	入居・同 居の別	生 年 月 日	職業又は学校 (学年)	勤務先	年 間 所 得	この者の配 偶者の氏名	備 考
1	本人								
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
現在の住 居の状況		同 居 世帯数	同 居 者 数	間取り ・畳数	家 賃 (間代) 円	税金の納入状況(該当事項を○で囲んでください。) 1 完納 2 滞納しているが分納中 3 滞納している			
和泊町営住宅を必要とする理由(該当事項を○で囲んでください。)									
1 住宅以外の建物・場所又は保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に居住している。									
2 他の世帯と同居しているため著しく生活上不便を受けている。									
3 住宅がないため親族と同居できない。									
4 住宅の規模・設備・間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態である。									
5 適当な理由により立退きを要求を受けているが、適当な立退き先がない。(記の責めに帰すべき場合を除く。)									
6 住宅がないため勤務先から著しく遠隔の地に居住しており、勤務に時間がかかりすぎる。									
7 収入に比べ著しく過大な家賃を払っている。									
8 上記1から7まで以外の理由で現在住宅に困っている。()									
住宅に困って いる具体的な理由									
和泊町営住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、入居の申込みをします。 年 月 日 フリガナ 申 込 者 氏 名 和泊町長 伊地知 実利 殿 印									

記入上の注意

- 各欄は、事実を詳細に記入してください。
- 記入に当たっては、ボールペン等を使用し、鉛筆は使用しないでください。
- 提出された書類は、返却しません。
- この申込書に虚偽の記載があるときは、入居後でも入居決定が取り消されます。

入居申込に際して

(必ず読んでから関係書類を準備してください。)

1 申込資格

入居申込をされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
(持家のある方は、原則として入居申込はできません。)
- (2) 現在、同居している親族がいること又は同居しようとする親族（婚約中の方及び内縁関係にある方を含みます。）があること。ただし、一定の条件を備えた方であれば、単身で入居できる場合もありますので、詳細については、担当職員にお訪ねください。また、婚約中の方については、入居後1か月以内に婚姻受理証明書（市町村役場の発行するもの）又は同居を証明するもの（住民票）を提出できることが条件です。
- (3) 定められた「2 収入基準」にあてはまること。
転職後2か月未満の方については、収入判定が困難なために仮受付しかできませんので御了承ください。認定収入額が15万8千円を超える方は、申込みはできません。

(給与所得者1人、()は月収、 単位：円)

収入基準					
158,000 以下					

2 収入基準

収入基準とは、公営住宅に入居できるかたの収入限度額のことです。例えば、給与所得者の場合は計算式より算出します。

年間総所得金額 (A) - 該当する控除の合計金額 (B)

月収額 = $\frac{\text{年間総所得金額 (A) - 該当する控除の合計金額 (B)}}{12 \text{ ヶ月}}$

年間総所得金額 (A)

*年間総所得金額 (A) とは、前年の総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金及び普通恩給の場合には、公的年金等控除額）を控除した額です。なお、所得のある者が2人以上いる場合は、それぞれの所得金額を合算します。

該当する控除金額 (B)

控除額の計算			
基本的控除	控除の種類	内 訳	控 除 額
基本的控除	1. 配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族 (2.) を除く	38万×(家族数-1)人
	2. 同居親族	申込を除く同居親族で1. に該当しない人(婚約者・内縁関係を含む。)	
その他の	3. 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人	10万×()人
	4. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上で23歳未満の人	20万×()人
	5. 老年者	廃止	

控除	6. 寡婦控除	所得者本人で老年者でない人のうち夫と死別もしくは離婚した後、婚姻していない人、又は夫の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(所得金額が基礎額控除以下の方で他の控除対象配偶者又は扶養親族でない方)を有し500万円以下の所得の人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)
	7. 寡夫控除	所得者本人で老年者でない人のうち夫と死別もしくは離婚した後、婚姻していない人、又は夫の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(所得金額が基礎額控除以下の方で他の控除対象配偶者又は扶養親族でない方)を有し500万円以下の所得の人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)
	8. 障害者	申込者、配偶者、扶養者親族及び同居親族の中で障害のある人(手帳の3,4級)	27万円×()人
	9. 特別障害者	重度の障害者(手帳の1,2級)	40万円×()人
控除額の合計			円

3 申込書に添付していただく書類

(1) 提出する書類

	提出する書類	注意事項
①	町営住宅入居申込書	記入もれ、押印もれのないようにお願いします。
②	住民票 (町民支援課)	・入居予定者全員の入っているもので続柄の記載されているもの。 ・外国人の場合は全員の外国人登録証明書
③	所得証明書 (税務課)	18歳以上の者全員(但し、学生を除く)
④	納税証明書 (税務課)	18歳以上の者全員(但し、学生を除く)
⑤	保険証コピー	扶養を証明する事が分かるもの。

4 家 賃

家賃は、毎年収入によって変わります。そのため、毎年収入申告をしていただきます。

5 その他

- (1) 申込書は、すべてボールペン等で記入し、鉛筆は使わないでください。また、記入誤りをされた場合は、誤った箇所^①に訂正印を押してください。
- (2) 申込書の申込年月日には、提出日付を記入してください。
- (3) 入居される場合の同居親族は、出生の場合を除き、申込書に記載された方以外は認められません。
- (4) 団地により住宅戸数に見合うだけの駐車スペースはありませんので、あらかじめ御承知のうえ、申し込んでください。
- (5) 団地の駐車スペースその他の、空き地は、入居者の共同の施設であり、また外来者の利用にも供するものです。そのために入居者の駐車場として占有を認める自動車の保管場所証明書は発行できませんので御了承ください。
『ただし、入居者が自主組織である自動車管理協議会を設立し、的確な管理運営が図られると町が認めた団地については、自動車管理協議会が保管場所証明書を発行している所があります。』
- (6) 団地内では、犬・猫・鳥等、動物類の飼育はできませんので、あらかじめ御承知の上、申し込んでください。
- (7) その他の入居中の心得については、入居手続きの際に説明します。
- (8) 入居申込書及び添付書類にいつわりの記載をして入居された場合は、ただちに退去していただきます。

◎ 記入に際しての不明な点は、
担当職員にお訪ねください。